平成２９年（フ）第８０７５号
東京都豊島区雑司が谷３丁目７－１－708
債務者　斉藤　佳菜
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０８１号
東京都港区南麻布４丁目11－17－113
債務者　尾鹿　　望
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４号
島根県益田市美都町都茂1251番地３
債務者　三浦　和弘
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午後４時
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第５２４号
静岡県藤枝市横内2200番地
債務者　梅野　正義
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９８７号
東京都中野区鷺宮６丁目３－９－206
債務者　作田　峰生
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０２１号
東京都三鷹市井の頭１丁目３－４
債務者　長澤　康隆
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０６６号
東京都江戸川区中葛西７丁目27－14－101
債務者　柳田　正幸
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０７２号
東京都江戸川区篠崎町４丁目17－22　レモンハウス23
債務者　水谷　藤男
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０８０号
東京都新宿区中井２丁目22－16－101
債務者　山本　昌子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０８９号
東京都杉並区和泉２丁目35－２
債務者　寺島　敦子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０９２号
東京都町田市中町４丁目６－14－102
債務者　小林　雅弘
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３７６号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目10番地12　ラ・シード東神奈川駅前802号
債務者　大野麻衣子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８５号
横浜市神奈川区斎藤分町21番９－105号
債務者　中村　　弘
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９５号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ５街区１棟406号
債務者　山本　優太
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４１４号
横浜市鶴見区駒岡２丁目18番12－501号
債務者　杉本　肇子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部